

医療ツーリズム推進に向けた査証と在留資格の取扱いの明確化

(令和2年3月27日 出入国在留管理庁HP掲載、令和4年11月21日 外務省通知)

規制改革の内容

措置前

- ① 日本で治療が必要な外国人について、医療滞在ビザ発給には原則5営業日必要
- ② 日本で病気や事故に遭い、治療が必要になった場合、在留資格「短期滞在」の在留期間の更新や在留資格の変更は事情に応じて個別に判断

措置

- 医師の診断書の添付等、一定の要件の下
- ① 査証の発給期間の短縮が可能
 - ② 在留資格「短期滞在」の在留期間の更新や在留資格「特定活動」(医療滞在)への在留資格の変更の基準・手続を明確化

効果

日本の医療を迅速に提供する機会の拡大

規制改革の概要

日本での治療が必要な外国人



日本に滞在中、緊急の治療が必要になった外国人



医師の診断書の添付等、一定の要件の下

査証の発給期間
短縮が可能

在留期間の更新や
在留資格の変更について
基準や手続を明確化

日本での早急な治療が可能

